

十九八七	六五四	三二一	人基年〇 向づ財個財 平け務省人向 成國債告示 三十令第國債 十年發行第 一行二十十八 月條九十八 十件行號 二等十二月 財日第十四 務次大月開 大臣二十五 麻生日同 太郎發行 ・規定十四 ・個四
初利發發期率行行利價日子格	振額最低額面金	用振の法發號名稱及 等替條律項及 法項之根及 の適そ拠記	人基年〇 向づ財個財 平け務省人向 成國債告示 三十令第國債 十年發行第 一行二十十八 月條九十八 十件行號 二等十二月 財日第十四 務次大月開 大臣二十五 麻生日同 太郎發行 ・規定十四 ・個四
金と平年額平す額の振 額し成〇面成るの記替 を、三・金二。整載法 支次十〇額十九 払の年五百九 う算六パ円年 。式月しに十 たに十セつ二 だよ五ンき月 しり日ト百十 、算を円五 支出支日 払し払期	一六額の定以律社 五十面振の下へ平 円四金替適「振成 万額機用振株 円で関を替式 百は受け法等 二日は受法」 十八本銀も行 億行のとう。 五千とし。一 四千する、の 百。そ規。	一六額の定以律社 五十面振の下へ平 円四金替適「振成 万額機用振株 円で関を替式 百は受け法等 二日は受法」 十八本銀も行 億行のとう。 五千とし。一 四千する、の 百。そ規。	一六額の定以律社 五十面振の下へ平 円四金替適「振成 万額機用振株 円で関を替式 百は受け法等 二日は受法」 十八本銀も行 億行のとう。 五千とし。一 四千する、の 百。そ規。

十一

十
六
五
四
三
二

その銀行休業日に当たるとときは、翌営業日に支払う（以下、次号及び第十二号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.05}{100} \times \frac{1}{2}$$

後第二期以
利子

の中払
取込
扱い
償還
期金
所日
償還
限額

(二)

(一) 式 次う年に十
年十二月三十
日までの間の場
合額面金額 + 経過
利息に相当す
る金額 - (初期
利息に相当す
る金額 $\times \frac{79.685}{100}$ + 第二期
利息に相当す
る金額 $\times \frac{79.685}{100}$)

毎年六月十五日及び十二月十五日を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月十五日までの間に属す

る利息を支払う。

年中平成二十九年十二月十五日又は平成三十一年十二月十五日以後に支店に
て買取った金額とお買い上げの金額は、銀行の買取りによる利息の算定に用い
られる。

年中平成二十九年十二月十五日以後に支店に支払う利息は、銀行の買取りによる利息の算定に用い
られる。

額面金額 + 経過利息に相当す
る金額 - 利息に相当する金額
 $\times \frac{79.685}{100} \times 2$

後の場合

額面金額 + 経過利息に相当す
る利息に相当する金額

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法）

（昭和二十五年法律第七十三号）

(一) 金そ買人の月をつ災十救すは指第昭へ人が養第正益する特定障害者扶養信託契約の一部を改受する事項に規定す
 額れ取こ向十有た害八助る當定二和特が、信一前第五号の相続税法等の一項に規定す
 平とぞ金とけ五すとが号法。該都百二別、死託項に相続税法第三条の四第一項に規定す
 すれ額が国日るき発（）（）市市五十区又亡契に相続税法第二十五条の規定す
 るのはで債前者に生に昭のに十二をはし約規定する特二十一年法律第四十一条の四第一項に規定す
 。算、きのでがはしよ和区区あ二年含そたの受益者扶養信託契約の一部を改受す
 式次る中あ、当、る二域若つ條法みのと受益者扶養信託契約の一部を改受す
 にのも途つ平該當救十にしての律、居きに住にはを別十一年法律第四十一条の四第一項に規定す
 より区の換て成個該助二おくは十第地方すはそ含障害条による改受す
 分と金も三人災の年いは、九六地方するそ含障害条による改受す
 算にしを、十向害行法て總當第十自治市のむ害条の者の改受す
 出応、請當年けにわ律、合該一七治市町相。者扶養信託契約の一部を改受す
 しじそ求該十国かれ第災区市項号法（）（）村続（）扶養信託契約の一部を改受す
 た、のす個二債かる百害と又の（）（）扶養信託契約の一部を改受す

支 所 金 利 元 支 所 金 利 元

(二) 平成三十年十一月十五日前
平成の毎年額 + 経過利子に相当する額
で額する金額 - (初期利子に相当する額
× $\frac{79.685}{100}$ + 経過利子に相当する額)

平成三十一年六月十五日前の
毎年額 + 経過利子に相当する額
場面額する金額 - 経過利子に相当する
日本銀行